

住宅型有料老人ホーム「いけだの里」利用契約書

表題部記載の契約当事者である「利用者」と「事業者」は両者の間において以下の条項に基づく標記契約（以下「本契約」という。）を締結します。

この証として、当事者は本契約書 2 通を作成し、記名捺印の上、各自その 1 通を保有します。

表 題 部

(1) 契約の開始年月日

契 約 締 結 日	年 月 日
利 用 開 始 日	年 月 日

(2) 契約当事者の表示

入居者名	利用者 氏名 _____ (男 ・ 女) (明治・大正・昭和 年 月 日生まれ)
目的施設設置事業者名	(以下「事業者」という) 法人名 社会福祉法人やまなし勤労者福祉会 住 所 山梨県甲府市若松町 6-35 代表者 理事長 平田 理

身元引受人・連帯保証人 (本契約第 34 条に定める)	利用者の身元引受人： 氏 名： _____ 住 所：
返還金受取人 (本契約第 37 条に定める)	利用者の返還金受取人： 氏 名： _____ 住 所：

契約立会人等の第三者 (該当者がある場合には署名を求める)	1. 氏 名 : _____ 住 所 : 利用者との間柄 : 配偶者・身元引受人・家族 (具体的に) 生活支援員・その他 (具体的に) 2. 氏 名 : _____ 住 所 : 利用者との間柄 : 配偶者・身元引受人・家族 (具体的に) 生活支援員・その他 (具体的に)
----------------------------------	--

(3) 目的施設 (表題部記載の契約締結日現在)

施設名称	住宅型有料老人ホームいけだの里
施設の類型 及び 表示事項	住宅型有料老人ホーム 居住の権利形態 : 利用権方式 利用料の支払い方式 : 月払い方式 利用時の要件 : 自立・要支援・要介護 介護保険 : 在宅サービス利用可 居室区分 : 全室個室 (一人室12室)
開設年月日	平成30年4月1日
所在地	〒400-0064 山梨県甲府市下飯田1丁目2-17
敷地概要 (権利関係)	山梨県甲府市若松町6-35 土地所有者 : 社会福祉法人やまなし勤労者福祉会 借地権 無し
建物概要 (権利関係)	延床面積 2130.6 m ² 建物所有者 : 社会福祉法人やまなし勤労者福祉会 竣工 : 平成30年4月1日 事業主体 : 社会福祉法人やまなし勤労者福祉会
居室の概要	● 居室 一般居室 12室 (一人室12室) (15.08 m ² : 9室 ・ 15.22 m ² : 3室)
共用施設概要	玄関、中庭、ガーデンラウンジ、エレベーターホール、階段、事務室、宿直室、相談室、洗濯室、トイレ (ユニバーサルトイレ含)、汚物処理室、脱衣室、一般浴室、大浴室、食堂、いけだの里ホール (兼機能訓練室)

(4) 利用者が利用する居室（表題部記載の契約締結日現在）

階層・居室番号	1階、1号～12号
一般居室・介護居室の別	一般居室
定員	一室につき1名
間取り・タイプ	ワンルーム（洋室タイプ）
居室面積	一人室（15.08㎡、15.22㎡）
付属施設等	トイレ、洗面設備、緊急時コール、エアコン、クローゼット・照明設備、スプリンクラー、等

(5) 利用開始までに支払う費用の内容

保証金	一律 60,000 円 (利用開始前の契約解除の場合は、全額返還します。)	
用途	保証金は、利用者の未払い利用料や原状回復費用等の債務の担保とします。退去の際、これらの債務と相殺して残額がある場合には返還致します。なお利用開始前に、利用契約を解除した場合には全額返金いたします。	
支払方法	利用開始までに事業者の指定する銀行口座に振り込むか、施設に支払う。	
保証金にかかる想定利用期間（以下「保証金償却期間」という）	—	
保証金償却期間の起算日	—	
保証金にかかる考え方	保証金償却期間	償却いたしません
	返還対象分	保証金対象の 60,000 円
	非返還対象分	—
	返還金の算定方法	保証金 60,000 円分と、解約時の原状回復に要した金額及び利用者の事業者に対する未払い金がある場合にはその金額とを相殺した残額を返還します。
消費税	税法に則り消費税は非課税	

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 事業者は、利用者に対し、老人福祉法、介護保険法、その他関係法令を遵守し、本契約の定めに従い、次に掲げるサービスを利用者に対し提供します。

- 一 表題部記載の目的施設の利用
- 二 その他本契約に定める各種サービス

2 利用者は、本契約の定めを承諾すると同時に、事業者に対し、本契約に定める費用を支払うことに同意します。

(目的施設の表示)

第 2 条 利用者が居住する居室（以下「居室」という。）及び他の入居者と共用する施設（以下「共用施設」という。）は表題部に定めるとおりとします。

(各種サービス)

第 3 条 事業者は、利用者に対して、第 1 条第 1 項に定める利用権に付帯する権利として、次に掲げる各種サービスを提供します。

- 一 食事の提供
- 二 生活相談、助言

2 事業者は、利用者への介護サービスの提供は行いません。 家族や身元引受人、介護支援専門員との連絡がつかないなどやむを得ない場合には、医師に対する往診の依頼や通院時付き添い、入院手続代行等について調整・依頼等の援助は行いますが、治療行為は行いません。なお、医療を受けるに当たって医療に要する費用、受診に伴う交通費、差額ベッド代等の医療保険の給付対象とならない費用を含めてすべて利用者の負担となります。

3 利用者は、第三者に対して、次に掲げる行為を行うことができません。

- 一 本契約に基づくサービスを受ける権利の全部又は一部の譲渡
- 二 その他上記に類する行為又は処分

4 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(管理規程)

第 4 条 事業者は本契約に付随するものとしての管理規程を定め、利用者・事業者共にこれを遵守するものとします。

2 前項の管理規程は、本契約に別に定める事項のほか、当該各号の項目を含んだものとします。

- 一 利用者の定員又は居室数
- 二 本契約に定める各種サービスの内容及びその費用負担の内訳
- 三 利用者が医療を要する場合の対応及び協力医療機関の名称及び所在地、診療科目及び具体的協力内容等

四 事故・災害並びに利用者の急病・負傷の場合の具体的対応方法

五 利用開始時の居室選定方法

- 3 管理規程は、本契約の趣旨に反しない範囲内で、事業者において改定することができるものとします。この場合、事業者は、本契約第7条（運営懇談会）に定める運営懇談会の意見を聞いたうえで行うものとします。

（施設の管理・運営・報告）

第5条 事業者は、施設長その他必要な職員を配置して、本契約に定める各種サービスを提供し、利用者のために必要な諸業務を処理して施設の運営を行うとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行います。

- 2 事業者は、利用者に対し、次に掲げる事項を報告するものとします。

過去一年以内の時点における目的施設の運営状況、年間の利用者数及び利用期間の分布状況を含む利用者の状況、要介護者等の状況、サービスの提供状況、施設利用料、食費等の収支状況

（利用者の権利）

第6条 利用者は本契約に基づいて提供されるすべてのサービスについて次の各号に掲げる権利を有します。利用者は、これらの権利を行使することにより、事業者から差別的待遇を受けることはありません。

- 一 利用者は、サービスの提供においてプライバシーを可能な限り尊重される
- 二 利用者は、希望すれば自己に関する記録（ただし、医師が管理する診療記録は除く）を閲覧することができるが利用者以外の者がその閲覧を要求しても、利用者の意思に反して外部に公開されることはない
- 三 利用者は、自己が選ぶ医師や弁護士その他の専門家といつでも相談することができる。ただし、その費用は利用者が負担する。
- 四 利用者が施設内で日常使用する金銭の管理を事業者に委託する場合には、あらかじめその管理方法について利用者及び事業者は協議するとともに、利用者はいつでもその管理状況の報告を事業者に求めることができる。
- 五 利用者は、緊急やむを得ない場合をのぞき、身体的拘束その他の行動を制限されることはない。
- 六 利用者は、施設に支障がないかぎり、利用者個人の衣服や家具備品をその居室内に持ち込むことができる。
- 七 利用者は、事業者及び事業者の提供するサービスに対する苦情に関して、いつでも事業者に直接申し出ることができるとともに、その他の機関、行政機関に対して申し出ることができる。

（運営懇談会）

第7条 事業者は、本契約の履行に伴って生ずる諸種の問題に関し、意見交換の場として運営懇談会を設置します。

- 2 事業者は、前項の運営懇談会について、管理規程又はその他の文書によって、

次に掲げる項目を含む詳細を定めるものとします。

- 一 会の構成メンバーの詳細
- 二 外部からの運営への点検に資する、事業者側関係者及び利用者以外の第三者的立場にある構成メンバーの有無
- 三 要介護状態等にある利用者の身元引受人等に対する連絡方法等

(苦情処理)

第 8 条 利用者は、事業者及び事業者が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、前項による苦情を受ける常設の窓口を設置し、利用者からの苦情等の適切な解決に努めます。
- 3 事業者は、利用者から、本条第 1 項に基づく苦情申立に対応する責任者をあらかじめ定め、利用者からの苦情申立に迅速かつ誠実に対応します。
- 4 事業者は、利用者が苦情申立等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第 9 条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供にあたって、事業者の故意または過失により事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害の賠償を行います。ただし、利用者側に故意又は過失がある場合には賠償額を減じ、または賠償しないことがあります。

- 2 利用者の故意、または過失で、事業者に損害を与えた場合、事業者から利用者に損害賠償を請求することがあります。

(秘密保持)

第 10 条 事業者は、業務上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密並びに個人情報については、別途定める個人情報保護規定に従って取扱い、法令に基づく場合、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合又は利用者の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。

- 2 利用者は、事業者が個人情報保護規定に従い、利用者の個人情報を管理し、また前項の事由に該当する場合には、第三者に提供することに同意します。

第 2 章 提供されるサービス

(健康管理)

第 11 条 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程その他の文書に定め、それに基づいて利用者が健康を維持するように助力します。

- 一 協力医療機関を定めるとともに、その具体的協力内容を文書で定める
- 二 利用者が罹病、負傷等により治療を必要とする場合には、医療機関又は目

的施設において医師による必要な治療が受けられるよう、家族やケアマネと連携を取りつつ、必要な場合には、医療機関との連絡・紹介・受診勧奨・通院手段の手配等の協力を行う。

(食事)

第12条 事業者は、次に掲げる事項の詳細を定めた文書「給食サービスの内容について」に基づき食事を提供します。

- 一 事業者は、原則としてホーム内の食堂において、毎日利用者に1日3食の食事を提供する体制を整える
- 二 事業者は、調理員その他の食事の提供に必要な職員を配置する

(生活相談、助言)

第13条 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程に定め、それに基づいて利用者の生活全般に関する諸問題について、相談や助言を行います。

- 一 事業者が、一般的に対応や照会ができる相談や助言
- 二 専門的な相談や助言のために事業者が利用者に紹介できる専門家や専門機関の概要

(生活サービス)

第14条 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程に定め、それに基づいて利用者に各種の生活サービスを提供します。

- 一 フロントサービス
- 二 生活相談

(その他の支援サービス)

第15条 事業者は、その他の支援サービスについて詳細を管理規程に定め、それに基づいて本契約に定める前条までのサービス以外の支援サービスを提供します。

- 一 共用部の清掃
- 二 利用者の急変時の対応

第3章 使用上の注意

(使用上の注意)

第16条 利用者は、居室及び共用施設並びに敷地等の利用方法等に関し、その本来の用途に従って、善良な管理者の注意をもって利用するものとします。

(禁止又は制限される行為)

第17条 利用者は、目的施設の使用にあたり、目的施設又はその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品を搬入・使用・保管すること
- 二 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付ける

- 三 配水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと
 - 四 テレビ・ラジオ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑をあたえること
 - 五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育すること
- 2 利用者は、目的施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者は、他の利用者からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。
- 一 動物（観賞用の小動物含む）を目的施設又はその敷地内で飼育すること
 - 二 居室及びあらかじめ管理規程に定められた場所以外の共用施設又は敷地内に物品を置くこと
 - 三 目的施設内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行うこと
 - 四 目的施設内の増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置すること
 - 五 管理規程その他の文書において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為を行うこと
- 3 利用者は、目的施設の利用にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととします。事業者はこの場合の基本的な考え方を管理規程その他の文書により定めることとします。
- 一 利用者が1か月以上居室を不在にする場合の、居室の保全、連絡方法、各種費用の支払いとその負担方法
 - 二 利用者が第三者を付添、介助、看護等の目的で居室内に居住させる場合の、各種費用の支払いとその負担方法
 - 三 事業者が利用者との事前協議を必要と定めるその他の事項
- 4 利用者が、第1項から第3項の規定に違反しもしくは従わず、事業者又は他の利用者等の第三者に損害を与えた場合は、事業者又は当該の第三者に対しての損害賠償責任が生ずることがあります。

(修繕)

- 第18条 事業者は、利用者が目的施設を利用するために必要な修繕を行います。この場合において利用者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、利用者が負担するものとします。
- 2 前項の規定に基づき事業者が修繕を行う場合には、事業者はあらかじめその旨を利用者に通知することとします。この場合において、利用者は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することができません。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、居室内における軽微な修繕について、事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程により定めることとします。
 - 一 以下の修繕が利用者の負担となるか、事業者の負担となるかの定め
 - ア 窓ガラスの取り替え
 - イ 電球、蛍光灯の取り替え

- 二 その他軽微な修繕の内容と修繕費用の負担についての定め
- 三 前二号のそれぞれの修繕を、利用者が事業者の承諾なく行うことができるか否かの定め

(居室への立ち入り)

第19条 事業者は、目的施設の保全・衛生管理・防犯・防火・防災、その他の管理上特に必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得て、居室内への立ち入り又は必要な措置を行うことができます。この場合、利用者は正当な理由がある場合を除き、事業者の立ち入りを拒否することはできません。

2 事業者は、火災、災害その他により利用者又は第三者の生命や財産に重大な支障をきたす緊急の恐れがある場合には、利用者の承諾を得ずに、居室内への立ち入りまたは必要な措置を行うことができます。この場合、事業者は立ち入り後、その理由と経過を入居者に通知することとします。

(防犯)

第20条 事業者は、防犯のため目的施設の門限を午後7時30分とし翌日午前7時30分までの間、目的施設の各出入り口を施錠し、外部から目的施設への立ち入りを禁止します。但し、目的施設に併設・隣接する介護事業者の職員や利用者家族等はこの限りではありません。

第4章 費用の負担

(利用までに支払う費用)

第21条 利用者は、目的施設への利用開始にあたって、事業者に対して利用開始までに表題部(5)記載の家賃相当額を基礎に、保証金として一律60,000円の金銭を預託するものとします。

但し、利用開始前の契約解除の場合は全額返還します。

(月払いの利用料)

第22条 入居者及び連帯保証人は、事業者に対して、表題部(7)に記載する月払いの利用料を支払うものとします。その詳細については、管理規程に定めます。

2 連帯保証人は、本契約から生ずる一切の債務を、極度額200万円の範囲内で負担するものとします。

(食費)

第23条 利用者は、第12条(食事)により事業者から食事の提供を受けた場合には、事業者に対して、事業者が管理規程で定める食費を支払うものとします。

(その他の費用)

第24条 利用者は、日常生活上の諸費用及び、共用施設の使用料等について、事業者に対して、事業者が管理規程で定める費用を支払うものとします。

(費用の改定)

第25条 事業者は、第22条(月払い利用料)及び第23条(食費)の費用並びに第24条の利用者が支払うべきその他の費用の額を改定することがあります。

2 事業者は、前項の費用の改定にあたっては、目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、第7条に定める運営懇談会の意見を聴いたうえで改定するものとします。

3 本条第1項の改定にあたっては、事業者は利用者及び身元引受人等へ事前に通知します。

第5章 契約の終了

(契約の終了)

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。

一 利用者が死亡したとき

二 事業者が第27条(事業者の契約解除)に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき

三 利用者が第28条(利用者からの解約)に基づき契約の解約をおこなったとき

(事業者からの契約解除)

第27条 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合に、本契約を解除します。

一 利用申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により利用したとき

二 月払いの利用料その他の支払を正当な理由なく、30日以上遅滞したとき

三 第17条(禁止又は制限される行為)の規定に違反したとき

四 利用者が、故意又は重大な過失、ハラスメントにより他の利用者または施設職員の生命、財産、信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

五 利用者が病気の治療等その他のため30日以上目的施設を離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき

六 要介護度が3以上となり、自立した生活が営めなくなったとき

七 認知症の進行により、自立した生活が営めなくなったとき

2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は次の各号の手続によって行います。

一 契約解除に先立ち、30日の予告期間をおく。

二 契約解除に先立ち、利用者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける

三 契約解除の予告期間中に、利用者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には利用者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する。

3 本条第1項第四号によって契約を解除する場合には、事業者は前項に加えて

次の各号の手続きを行います。

- 一 医師の意見を聴く
- 二 一定の観察期間をおく

(利用者からの解約)

第28条 利用者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。

- 2 利用者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が利用者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものとみなします。

(明け渡しの原状回復)

第29条 利用者と身元引受人等は、第26条により本契約が終了した場合には、直ちに居室を明け渡すこととします。

- 2 利用者は、前項の居室明け渡しの場合に、通常の使用に伴い生じた居室の損耗をのぞき、居室を原状回復することとします。
- 3 利用者並びに事業者は、前項の規定に基づき入居者がその費用の負担で行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。

(財産の引取等)

第30条 事業者は、第26条(契約の終了)による本契約の終了後における利用者の所有物等を、善良なる管理者の注意をもって保管し、利用者又は身元引受人等にその旨を連絡します。

- 2 利用者又は身元引受人等は、前項の連絡を受けた場合、本契約終了日の翌日から起算して30日以内に、利用者の所有物等を引き取るものとします。ただし、事業者は、状況によりこの期限を延長することがあります。
- 3 事業者は、利用者又は身元引受人等に対して、前項による引取期限を書面によって通知します。
- 4 事業者は、前項による引取期限が過ぎてもなお残置された所有物等については、利用者又は利用者の相続人その他の承継人がその所有物等を放棄したものとみなし、事業者において利用者の負担により適宜処分することができるものとします。

(契約終了後の居室の使用に伴う実費精算)

第31条 利用者は、契約終了日までに居室を事業者に明け渡さない場合には、契約終了の翌日から起算して、明け渡しの日まで、1か月あたりの利用料の倍額を事業者に支払うものとします。ただし、第26条(契約の終了)第一項の規定に該当する場合は、前条第2項に規定する明け渡し期限を本条にいう契約終了日とみなします。

(精算)

第32条 事業者は、本契約が終了した場合において、利用者の事業者に対する支払債務がある場合には、保証金から差し引くことができます。この場合には、事業者は保証金から差し引く債務の額の内訳を利用者及び身元引受人等に明示します。

(返還金及び残額の算出)

第33条 表題部記載の保証金と解約時の原状回復に要した金額及び利用者の事業者に対する支払債務がある場合にはその金額とを相殺した残額を返還します。

2 事業者は、前項の返還金を契約終了日の翌日から起算して90日以内に返還します。

3 事業者は、前項に基づく返還金支払時に、次の各号に定める者に返還金を支払うものとし、利用者はこれにあらかじめ同意します。

一 返還金支払時に利用者が生存する場合には、その入居者

二 返還金支払時に利用者が生存しない場合には、第37条に基づいて利用者の定める返還金受取人

第6章 身元引受人

(身元引受人)

第34条 利用者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 前項の身元引受人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について、利用者と連帯して履行の責を負います。

3 身元引受人は、第26条により契約が終了した場合、利用者の身元を引き取るものとします。

4 事業者は、利用者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡・協議等に努めるものとします。

5 身元引受人は利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを行うこととします。

(事業者の通知を必要とする事項)

第35条 利用者又は身元引受人は、次に掲げる事項が発生した場合には、その内容を遅滞なく事業者に通知します。

一 利用者若しくは身元引受人の氏名を変更したとき

二 身元引受人が死亡したとき

三 利用者若しくは身元引受人について、法令等に基づく成年後見制度による後見人・保佐人・補助人の審判があったとき、又は破産の申立(自己申立を含む)、強制執行・仮差押え・仮処分・競売・民事再生法等の申立を受け、若しくは申立てをしたとき

四 利用者が「任意後見契約に関する法律」に基づき任意後見契約を締結したとき

(身元引受人の変更)

第36条 事業者は、身元引受人が前条第二号ないし第三号の規定に該当する場合には、利用者に対して新たに身元引受人を定めることを請求することがあります。

2 利用者は、前項に規定する請求を受けた場合には、身元引受人をたてるものとし、

(返還金受取人)

第37条 利用者は、第33条（返還金及び残額の算出）に規定する返還金受取人1名を定めるものとし、

2 前項に規定する返還金受取人は身元引受人がこれを兼ねることができます。

3 第1項に規定する返還金受取人に支障を生じた場合は、利用者は、事業者に対し、直ちにその旨を通知するとともに、事業者の承諾を得て、新たな返還金受取人を定めるものとし、

第7章 その他

(利用契約締結時の手続)

第38条 利用者から申込みがなされ、利用審査を経て事業者の承諾がなされた後、契約当事者間において利用契約が締結されます。本契約締結後、利用者は、事業者に対し、表題部に定める利用時までには支払う費用を支払うものとし、

2 事業者は、本契約締結に際し、利用者が契約内容を十分理解した上で契約を締結できるように、十分な時間的余裕を持って、別に定める重要事項説明書に基づいて契約内容の説明を行います。説明を行った者及び説明を受けた利用者の双方は、重要事項説明書の所定欄に記名捺印して、それぞれがこれを保管することとし、

(費用計算起算日の変更)

第39条 事業者又は利用者が、表題部記載の各種の起算日の変更を希望する場合は、その旨を直ちに相手方に書面によって通知するものとし、協議を行うこととし、

(誠意処理)

第40条 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈については、事業者並びに利用者は相互に協議し、誠意をもって処理することとし、

(合意管轄)

第41条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、甲府地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、事業者及び利用者は予め合意します。